

インフルエンザ診断報告書

インフルエンザは学校保健安全法に定められた感染症のため、出勤できないこととなっています。出勤の際には、下記に医師から診断(疑いを含む)された内容を記入し、検査結果や薬の説明書、診療明細書など インフルエンザに罹患したことがわかる書類のコピーを添付の上、総務係へ提出してください。出勤停止期間中は特別有給休暇での対応となります。

- ・学校保健安全法では、インフルエンザの軽症患者であれば「発症した後(発熱の翌日を1日目として)6日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」が出勤停止期間の基準とされていますが、再出勤日については、医師の診断に従ってください。

※「発症した後5日を経過」とは、発症(発熱)日の翌日を1日目と起算するため、最短でも6日間の出勤停止となります。また、解熱した日によって出勤停止日が延期されていきます。(インフルエンザ出勤停止期間早見表参照)

.....

医師から診断(疑いを含む)された内容について報告します。

1. 氏名 _____
2. 診断名 _____
3. 発症(発熱)した日 年 月 日 _____
4. 診断年月日 年 月 日 _____
5. 出勤停止期間 月 日 から 月 日 まで _____
6. 医療機関名 _____
7. 報告書記入日 年 月 日 _____
8. 添付書類 調剤薬局領収書コピー・医療機関領収書コピー(いずれかに○)

(参考)インフルエンザ出勤停止期間早見表

例	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	出勤停止 期間
A	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	出勤可		出勤停止 6日間
B	発熱	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	出勤可		出勤停止 6日間
C	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	出勤可		出勤停止 6日間
D	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱 1日目	解熱 2日目	出勤可	出勤停止 7日間

※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていく。

.....

大学処理欄

事務長	総務・会計 課長	健康管理 増進室

(保管: 総務係)